四日市市告示第547号

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

令和元年10月 1日

四日市市長 森 智広

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について 事前審査型条件付一般競争入札共通事項(平成21年四日市市告示第209号)の

一部を次のように改正する。

改正後	改正前
9 入札書に記載する事項	9 入札書に記載する事項
(1)(略)	(1)(略)
(2) 落札決定に当たっては、入札書に	(2) 落札決定に当たっては、入札書に
記載された金額に当該金額の 100	記載された金額に当該金額の 100
分の <u>10</u> に相当する額を加算した金	分の <u>8</u> に相当する額を加算した金
額(当該金額に1円未満の端数があ	額(当該金額に1円未満の端数があ
るときは、その端数金額を切り捨て	るときは、その端数金額を切り捨て
た金額)をもって落札価格とするの	た金額)をもって落札価格とするの
で、入札者は消費税及び地方消費税	で、入札者は消費税及び地方消費税
に係る課税事業者であるか免税事	に係る課税事業者であるか免税事
業者であるかを問わず、見積もった	業者であるかを問わず、見積もった
契約希望金額の <u>110</u> 分の 100 に相	契約希望金額の <u>108</u> 分の 100 に相
当する金額を入札書に記載するこ	当する金額を入札書に記載するこ
と。	と。
(3)(略)	(3)(略)

附則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(総務部調達契約課)